

シンポ「持続可能な社会づくりに向けた民間資金・金融の役割と新たな挑戦」発表資料:

資金・金融に関する リオ+20準備会合報告

2012年3月31日

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

小野田真二 & 田辺有輝

リオ+20・成果文書検討スケジュール

- 1/10 成果文書ゼロドラフト発表
1/23までに1・2章、2/17までに3・4・5章の
修正案受付
- 1/25～27 ゼロドラフト検討会合
1・2章について交渉
- 3/19～23 第1回成果文書交渉会合
3～5章について交渉
- 3/26～27 第3回非公式会合
- 4/23～5/4 第2回成果文書交渉会合
- 6/13～15 第3回準備委員会
準備委員会における成果文書の最終交渉
- 6/20～22(午前) リオ+20主要委員会
- 6/22(午後) 成果文書の採択

リオ+20とは

正式名称「国連持続可能な開発会議」

2012年6月20日(水)～22日(金)

リオデジャネイロ(ブラジル)にて開催

目的

持続可能な開発に関する新たな政治的
コミットメントの確保

持続可能な開発に関する主要なサミット
の成果の実施における現在までの進展

及び残されたギャップの評価

新しい又は出現しつつある課題の対応

テーマ

持続可能な開発及び貧困根絶の文脈に
おけるグリーン経済

持続可能な開発のための制度的枠組み

成果として、焦点を絞った政治的文書とし
て取りまとめられる見通し

3月NY会合概要

- 19日(月)オープニング
 - 各国修正案を反映した交渉テキスト178ページ(ゼロドラフトは実質17ページ)、交渉は残り20日
- 23日(金)1st reading(3~5章)終了
 - G77/中国に、週末中に1st readingでの各国からのコメントに対する応答準備を指示
- 26日(月)~27日(火)G77/中国パラ毎の主張
- 27日(火)2章途中で閉会
 - 交渉テキストは206ページに
- 次回会合に向けて
 - 各国は2章の残り部分(パラ16~24)までの意見提出
 - 共同議長提案を作成 ⇒ 各国の修正提案 ⇒ 次回会合に修正案
 - これまでの交渉テキストはそのまま維持

成果文書ゼロドラフトの概要

I. 序文/舞台設定

ビジョン <1-5>

II. 政治的コミットメントの更新

A. リオ原則と過去の行動計画の再確認 <6-9>

B. 持続可能な開発に関する主要サミットの成果の実施におけるこれまでの前進及び残されたギャップの評価並びに新たな課題への対応(統合、実施、一貫性) <10-16>

C. 主要グループの関与 <17-21>

D. 行動のための枠組み <22-24>

III. 持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済

A. グリーン経済、課題及び機会の文脈の骨組み <25-31>

B. ツールキット及び経験の共有 <32-36>

C. 行動の枠組み <37-43>

成果文書ゼロドラフトの概要

IV. 持続可能な開発のため制度的

A. 3つの柱の強化/改革/統合 <44>

B. GA、ECOSOC、CDS、SDCに関する提案 <45-49>

C. UNEP、環境に関する提案の専門機関、IFI、
各国レベルの国連業務活動 <50-58>

D. 地域、国方、地域 <59-62>

V. 行動とフォローアップのための枠組み

A. 優先順位/カギ/テーマ/分野横断的問題及び分野
<63-104>

B. 進展の加速及び測定 <105-111>

C. 実施方法(資金、技術へのアクセス及び移転、
能力開発) <112-128>

リオ+20準備プロセス で議論されている資金課題(1)

- 公的資金：
 - 価格措置(環境税・排出量取引・生態系サービス価値の内部化等)
 - 補助金の段階的廃止(化石燃料・農業・漁業)
 - 政府調達グリーン化
 - 公共投資・公的金融(グリーン投資等)
 - ODA(資金額・優先分野・援助効果・透明性・南南協力)
 - 革新的資金メカニズム
- 民間資金：
 - 長期的な投資が可能な投資環境の整備
 - 環境・社会的に責任ある事業の推進

公的資金に関するテキストと各国意見

- パラ32(抜粋)
- 我々は、各国のニーズ及び選好に適合した政策及び措置の組み合わせが必要であることを認識する。政策の選択には、とりわけ、規制、経済及び財政手段、グリーン・インフラストラクチャーへの投資、財務上のインセンティブ、補助金改革、持続可能な政府調達、情報開示及び自主的パートナーシップが含まれる
 - ニュージーランド、「必要な場合に」や「適切な」を追加
 - 日本、「グリーンイノベーション」を追加
 - カザフスタン「税制と補助金の改革」を提案
 - ロシア「客観性と科学的データや分析に基づくべき」を追加

公的資金に関するテキストと各国意見

- パラ42b)と42c)
 - b) グリーン経済構築のための革新的な金融手段の役割を促進する国際的プロセスを立ち上げる
 - ー スイス、韓国、EUが支持。日本は「立ち上げを検討する」に修正。USは削除を要求
 - c) 環境に大きな悪影響を及ぼし、持続可能な開発とは相容れない補助金を段階的に廃止すると同時に、貧困及び社会的弱者を保護する措置を講じる
 - ー 「補助金」の前に、メキシコは「全てのタイプの」、カナダは「非効率な」、NZは「環境に悪影響な」を挿入

公的資金に関するテキストと各国意見

- パラ126

我々は、脆弱なグループを保護する保障措置を維持しつつ、化石燃料、農業、漁業に関するものを含めて、持続可能な開発への移行を妨げている市場を歪め、環境へ悪影響を及ぼす補助金の段階的な撤廃を指示する

- 日本、オーストラリア、カナダは、無駄な消費を助長する補助金廃止を提案、農業・漁業を削除要求
- ノルウェーは、貿易を歪める補助金廃止を提案
- USはパラ70で、化石燃料補助金廃止を削除要求

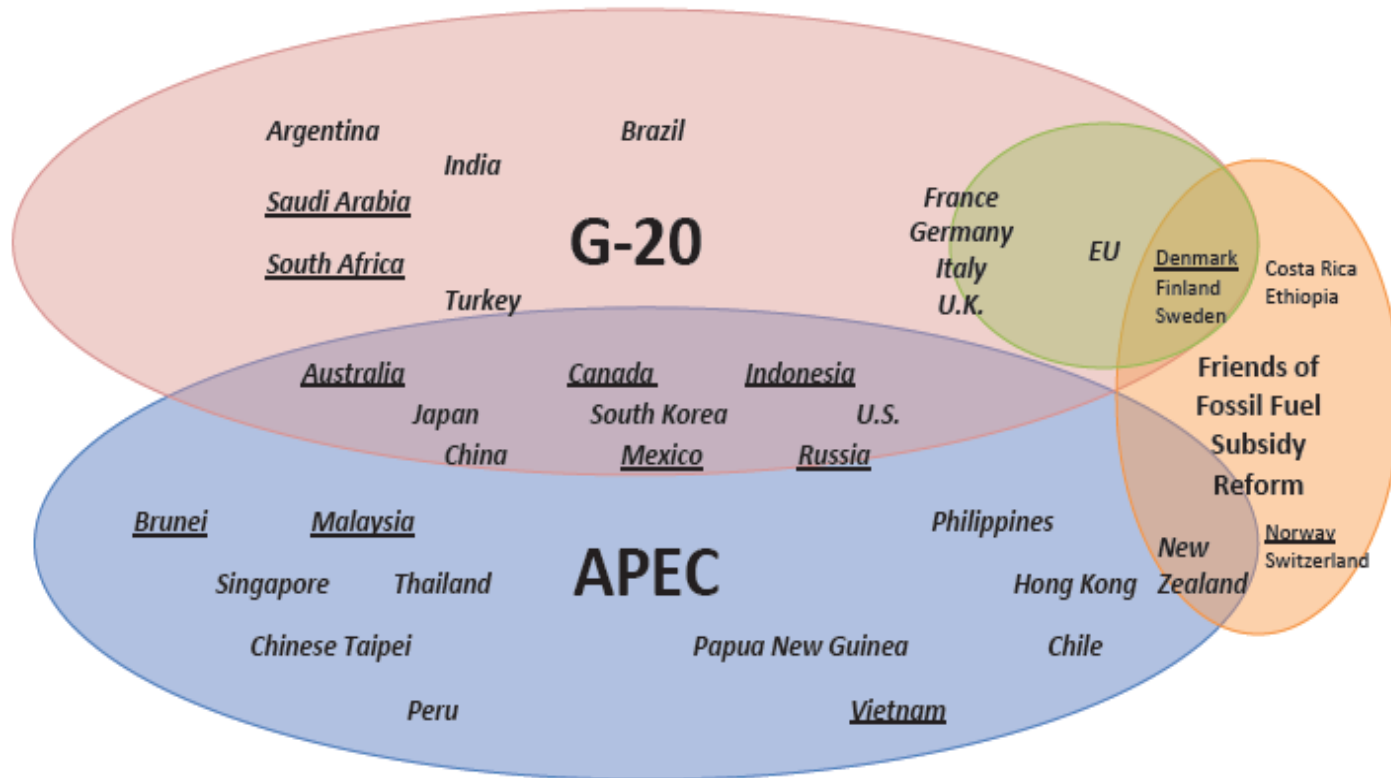
公的資金に関するテキストと各国意見

- ノルウェーによる消費者・企業の持続可能な消費・生産に関する提案
 - 消費者に持続可能な選択を促すための、価格インセンティブと利用可能な技術に沿った製品規準構築の提案(○EU、×US・カナダ)
 - 企業に持続可能な生産のインセンティブを促すための革新的マーケットメカニズムの提案(○EU)
- EUによる環境コストと社会コストの内部化のための提案
 - A) 税制、規制、排出量取引(○ノルウェー)
 - B) 生態系サービスに支払うためのスキーム開発の検討(○ノルウェー)
 - C) 環境に悪影響をもたらす補助金の合理化・段階的廃止に向けた、国際的な目標と効果的な実践を促すプラットフォーム設立(△NZ)
 - D) G20とAPECでの、非効率な化石燃料補助金の合理化と段階的廃止の取組拡大(△US、カナダ、ロシアなど)

世界の化石燃料補助金の現状と 改革にむけた政治合意

- 2010年の世界の化石燃料補助金は4000～6000憶ドル(IISD2012)
- 化石燃料補助金の段階的廃止により2020年までに世界のエネルギー需要を4.1%削減、CO2排出量を4.7%削減(IEA2011)
- 2009年9月、G20ピッツバーグ首脳会議にて「無駄な消費を助長する非効率な化石燃料に対する補助金を中期的に廃止・合理化する」との合意
- 2009年11月、第17回APEC首脳会議宣言にて「必要不可欠なエネルギー・サービスを要する者にはこれを供与する必要性を認めつつも、無駄な消費を促すような化石燃料に対する補助金を中期的に合理化し、廃止することにコミットする」
- 2011年10月、経済協力開発機構(OECD)と国際エネルギー機関(IEA)は、経済と環境の改善に向けた化石燃料補助金の改革を提言

世界の化石燃料補助金改革 に関する各国の位置づけ



化石燃料補助金改革の友 (Friends of Fossil Fuel Subsidy Reform) は2010年6月に結成。

現在は8つの小～中規模の先進国と途上国で構成 (コスタリカ、デンマーク、エチオピア、フィンランド、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス)

(G-20とAPECは太字、正味のエネルギー輸出国は下線)

化石燃料補助金の段階的廃止に関する市民セクターからのインプット

- “A pledge to phase out fossil-fuel subsidies”
 - IISD’s Global Subsidies Initiative, Greenpeace International, WWF international, Green Budget Europeなど24の研究機関・NGOによる共同提出
- インプットの内容
 1. 持続可能な発展を妨げる化石燃料補助金の段階的廃止
 2. 途上国における持続可能な発展を妨げる化石燃料補助金の段階的廃止の援助

これに加え、

 - レポート&レビュー(年に1回)
 - 価格、補助金、補助金改革について記載
 - 途上国に対する技術的・財政的支援
 - 共同研究と分析
 - 事務局のサポート

リオ+20準備プロセス で議論されている資金課題(2)

- 公的資金：
 - 価格措置(環境税・排出量取引・生態系サービス価値の内部化等)
 - 補助金の段階的廃止(化石燃料・農業・漁業)
 - 政府調達のグリーン化
 - 公共投資・公的金融(グリーン投資等)
 - ODA(資金額・優先分野・援助効果・透明性・南南協力)
 - 革新的資金メカニズム
- 民間資金：
 - 長期的な投資が可能な投資環境の整備
 - 環境・社会的に責任ある事業の推進

注目される民間資金

- 法人税・所得税のグローバル競争、社会保障費の増加、欧州金融危機対応等による財政逼迫で、ODAの増額が困難。
- 新たな資金源として、革新的資金メカニズム、民間資金、南南協力が注目されている。
 - 革新的資金メカニズムとは、ODAを代替する国際資金制度で、航空券連帯税、国際医療品購入ファシリティ(UNITAID)、予防接種のための国際金融ファシリティ(IFFIm)、開発資金のための通貨取引税など

開発における 民間資金拡大の課題

- 社会課題・優先順位とのマッチング: どの国・地域・セクター・課題にどのくらいの資金を投じるか？
- 開発効果の評価: 民間資金の開発効果をどのように評価するか？
- 環境社会配慮・透明性・市民参加: 民間資金における環境社会配慮・透明性・市民参加をどのように図るか？

民間企業の主な国際的CSR基準

- ISO14000 & ISO26000: 14000 は環境マネジメントシステム(1996年発行開始)、26000は社会責任の国際規格。
- Global Reporting Initiative (GRI): 企業の持続可能性レポートの国際ガイドラインで1997年に発足。
- 国連グローバルコンパクト: 人権・労働・環境・腐敗防止に関する企業の国際的基準。1999年提唱。
- OECD多国籍企業指針: 企業の社会的規範、各国での調整・国際的報告の制度を持つ。

民間金融の主なCSR基準

- UNEP Finance Initiative (UNEP-FI) : 1991年開始。金融機関の環境・持続可能性配慮を促進するパートナーシップ。200以上の金融機関が署名（日本は18社）。
- Equator Principles (赤道原則) : 2003年開始。海外プロジェクト・ファイナンス（大規模インフラ・資源開発等）における環境社会配慮基準。76機関（邦銀3メガ含む）が署名（70%の取引をカバー）。
- Principles for Responsible Investment (責任投資原則 : PRI) : 2005年開始。運用において環境・社会・ガバナンス (ESG) を反映。900以上の機関（日本は5機関）が署名。

金融機関のCSR基準における課題

- 参加していない金融機関・適切に実施していない参加機関への対応
- 新たな資金源・資金メカニズム（新興国の金融機関やインフラファンド等）への対応
- 適切に公開されていない投融資先の企業のサステナビリティ情報への対応。

公的金融・民間金融 に関する議論(1)

- 28 sext We encourage reform of national fiscal and credit systems to provide long-term incentives for sustainable practices, as well as disincentives for unsustainable behaviour.
- 116. <中略> Public policy should create a stable investment climate and regulatory framework conducive to long-term investment and socially and environmentally responsible behaviour by business and industry

公的金融・民間金融 に関する議論(2)

- 114. bis We reaffirm our commitment to the UN Convention Against Corruption noting the potential to substantially increase the available financial resources for sustainable development by fighting illicit capital flows.

公的金融・民間金融 に関する議論(3)

- 24. We call for a global policy framework requiring all listed and large private companies to consider sustainability issues and to integrate sustainability information within the reporting cycle.

公的金融・民間金融 に関する議論(4)

- 104.dec We recognize the need to establish a process aimed at agreeing on and developing a reliable and robust global system for national sustainability accounting and reporting across the world. We also recognize the need for a global commitment on corporate sustainability reporting for all listed companies based on the "Report or Explain" principle to introduce comparable, reliable and output oriented accounting and reporting systems as complement to financial reporting. The Global Reporting Initiative launched in Rio in 1992 can serve as reference for such a commitment and its enforcement.